

守口市立寺方南小学校いじめ防止基本方針

『いじめ防止対策推進法』第13条〈学校いじめ防止基本方針〉「学校は、いじめ防止基本方針または地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」を受け、守口市立寺方南小学校において、以下のようにいじめ防止基本方針を定めることとする。

Ⅰ いじめ防止に関する本校の考え方

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権にかかわる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、教育のあり方として「ちがいをよさと認め、思いやる心の育成と人権に関わる問題解決への実践力の育成」を重要目標の一つの柱としており、そのために人権教育を推進している。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、全教職員が、いじめは絶対に許さない、見逃さないという姿勢で未然防止・早期発見に努め、もし事象が発生した場合は、職員が一丸となって組織的に問題解決に当たることとする。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 基本的な考え方

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

未然防止のための学校体制

子どもの人権保障特別委員会
基幹組織にて、対応を協議し、役割分担を行う。
管理職・首席・子ども支援コーディネーター・生活指導担当・人権部担当、養護教諭、支援コーディネーター、児童生徒支援加配

指導方針・役割分担

生活指導部会
・集団作りや集団規律の醸成への支援
・ケース会議の開催
・※関係機関及びPTAや地域と連携した支援

虐待担当
(管理職・首席・養護教諭)
・通告し、※関係機関と連携し

支援コーディネーター
・特別支援を要する児童の把握
・個別の支援ファイル作成・管理
・ケース会議の開催

ケース会議
管理職、首席、子ども支援コーディネーター、生活指導担当、人権部担当、養護教諭、支援コーディネーター、担当学年担任、児童生徒支援加配、その他

指導方針・役割分担

全教職員

支援

支援・指導

支援・指導

被害児童

加害児童

周りの児童

保護者

保護者

※関係機関
守口市教育委員会、守口市教育センター、ソーシャルスクールワーカー、スクールカウンセラー、子育て支援政策課(児童相談所)、中央子ども家庭センター、弁護士、教育相談員、大阪法務局人権擁護部、所轄警察署

連絡

気づき

PTA 地域

実行と検証

3 いじめの防止のための措置

(1) 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっていいる児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れていいるいじめの構図に気づく深い洞察力、より良い集団にしていこうとする熱い行動力が求められていいる。

(2) いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作り出していけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく、そして自己有用感を高める取り組みを行う。

また、校内研修や職員会議でいじめについてや指導上の留意点などの周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。児童に対しても、全校集会や学級・学年活動などで、日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成していく。常日頃から子どもたちにいじめとは何か、何がいけないのかを具体的に伝えていく。

- ①すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ②教職員で児童の変化や相談内容を共有する。(例 ハートBOXの設置)
- ③定期的なアンケート、日常の観察等により、実態把握を行う。
- ④児童がいじめを訴えやすい雰囲気作り。
- ⑤保護者と連携して、児童を見守る。
- ⑥地域と連携して、児童を見守る。
- ⑦教育相談窓口を設置し、学校・学年便り等で相談体制を広く周知する。

また、学校だより、学年だより、啓発プリント等を通じて保護者や児童に対して未然防止のための啓発を行う。

4 いじめに対する考え方

(1) 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

(2) いじめ発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

- ②教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（子どもの人権保障特別委員会）と情報を共有する。その後は、該当組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- ③被害・加害の児童・保護者への対応については、以下の通り行う。

a) いじめられた児童、その保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行うなど、迅速に対応する。また、できるだけ速やかに保護者に事実関係を報告し、問題解決に向け学校全体で迅速に取り組むことを伝える。

また、いじめられた児童が安心して登校ができるよう、必要に応じた対応を学校全体で取れるようにする。状況に応じて心理や福祉の専門家（SSW・

SC) など外部機関の協力を得る。

b) いじめた児童への指導、その保護者への助言

いじめた児童からも事実関係の聴取を行い、いじめであると確認された場合は、組織的に指導を行う。指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・精神を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任についても自覚させるなど毅然とした対応をする。なお、いじめた児童が抱える問題など、その背景にも目を向け、その児童の健全な人格の発達に配慮する。

c) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。止めることはできなくとも、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。全ての児童が、集団の一員として、互いに尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくようにする。

d) ネット上のいじめにおける対応

① ネット上の不適切な書き込み等があった場合

まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

② 書き込みへの対応について

削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。